

## 社会福祉法人の所轄庁として行う業務

### 社会福祉法上の事務

事 務 の 内 容		根 拠 規 定
設立認可申請の受理及び認可		第31条第1項、第32条
仮理事の選任		第39条の3
特別代理人の選任		第39条の4
監事の報告の受理		第40条第3号
定款変更の認可		第43条第1項
定款変更届の受理		第43条第3項
解散の認可又は認定		第46条第2項
解散届の受理		第46条第3項
清算人の届出の受理		第46条の7
清算終了の届出の受理		第46条の3
合併の認可		第49条第2項
一般的監督	報告徴収、立入検査	第56条第1項～第3項
	勧告	第56条第4項
	公表	第56条第5項
	改善命令	第56条第6項
	業務停止命令、役員解職勧告	第56条第7項
	解散命令	第56条第8項
	弁明の機会の付与、弁明を聴取する職員の指定	第56条第9項・第10項
	弁明聴取書及び報告書の受理	第56条第11項
公益事業又は収益事業の停止命令		第57条
計算書類等の受理		第59条
財産移転の報告の受理		施行規則第2条第4項
社会福祉法人台帳の備え付け		施行規則第11条第1項
基本財産の処分・担保提供の承認		社会福祉法人審査基準第2-2(1)

### その他の事務

情報公開請求への対応（決算書類等）
各種証明（租税特別措置法に規定する税額控除対象法人証明等）